

忘れて
いませんか？

届け出た事項に変更があれば、 変更届の提出が必要です



次の①から⑨に変更があった場合、**10日以内**に
都道府県の担当窓口に変更届を提出してください。
(獣医療法第3条、獣医療法施行規則第1条)



①開設者の氏名・住所

⑨法人の定款

②管理者の氏名・住所

⑧診療の業務の種類

③診療の業務を行う
獣医師の氏名



⑦放射線診療装置
に関する事項



④診療施設の名称

⑥診療施設の構造設備

⑤住居表示の変更

休止したり、**廃止**する場合も同様です！



各種様式は岡山家畜保健衛生所のホームページに掲載しております。
【岡山家保】で検索 → 【獣医療法に基づく各種届出について】

【届出先・お問合せ先】岡山県岡山家畜保健衛生所

〒709-2123 岡山県岡山市北区御津河内2770-1

電話：086-724-3880

FAX:086-724-3884

令和3年10月作成